

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 87 号）による教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県附属機関設置条例（平成 25 年滋賀県条例第 53 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教育公務員特例法の一部改正に伴う条項の移動により、必要な規定の整理を行うこととします。（別表関係）
- (2) この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新				
本則 省略 別表 (第2条関係) 1 省略 2 教育委員会の附属機関					本則 省略 別表 (第2条関係) 1 省略 2 教育委員会の附属機関				
名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期	名称	担任する事務	委員の 数	委員の構成	委員の 任期
省略					省略				
滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会	教育委員会の諮問に 応じて教育公務員特 例法 (昭和24年法律 第1号) 第25条の2 第1項の規定による 児童等に対する指導 が不適切な教諭等の 認定および同条第4 項の規定による児童 等に対する指導の改 善の程度に関する認 定について審査する こと。	7人	(1) 学識経験を有 する者 (2) 保護者である 者 (3) その他教育委 員会が適当と認 める者	2年	滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会	教育委員会の諮問に 応じて教育公務員特 例法 (昭和24年法律 第1号) 第25条第1 項の規定による児童 等に対する指導が不 適切な教諭等の認定 および同条第4項の 規定による児童等に 対する指導の改善の 程度に関する認定に ついて審査すること。	7人	(1) 学識経験を有 する者 (2) 保護者である 者 (3) その他教育委 員会が適当と認 める者	2年
省略					省略				
3 省略					3 省略				